

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

吹田市議会会議録 6 号

令和 8 年（2026 年） 6 月 25 日（木）（第 6 日）

吹田市議会会議録 6 号

令和 8 年 5 月定例会

○ 議 事 日 程

令和 8 年 6 月 25 日 午前 10 時 10 分開議

- 1 議案第 44 号 退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第 45 号 吹田市立スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第 47 号 吹田市介護老人保健施設条例を廃止する条例の制定について
- 4 議案第 60 号 吹田市介護老人保健施設の指定管理者の指定期間の変更について
- 5 議案第 63 号 令和 8 年度吹田市一般会計補正予算（第 1 号）
- 6 { 議案第 48 号 吹田市立男女共同参画センター大規模改修工事（建築工事）請負契約の締結について
議案第 52 号 吹田市立自然の家大規模改修工事（建築工事）請負契約の締結について
議案第 53 号 吹田市中消防庁舎解体撤去工事請負契約の一部変更について
議案第 54 号 吹田市立千里第三小学校昇降機棟増築及び旧千里山西デイサービスセンター大規模改修ほか工事（建築工事）請負契約の一部変更について
議案第 55 号 吹田市吹一地区公民館及び吹田市吹一地区高齢者いこいの間建設工事（建築工事）請負契約の一部変更について
議案第 57 号 重文旧西尾家住宅主屋ほか 6 棟建造物保存修理工事（Ⅰ期工事）請負契約の一部変更について
議案第 59 号 小学校用 G I G A 端末 i P a d 購入契約の締結について
議案第 65 号 東消防署 4 0 m 級はしご付消防車製造請負契約の締結について
- 7 議案第 69 号 吹田市立男女共同参画センター大規模改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について
- 8 議案第 70 号 令和 7 年度吹田市下水道事業会計予算第 9 条の経費の金額の流用に関し、追認の議決を求めることについて
- 9 { 議案第 71 号 吹田市農業委員会委員の任命について
議案第 72 号 吹田市農業委員会委員の任命について
議案第 73 号 吹田市農業委員会委員の任命について
議案第 74 号 吹田市農業委員会委員の任命について
議案第 75 号 吹田市農業委員会委員の任命について
議案第 76 号 吹田市農業委員会委員の任命について
議案第 77 号 吹田市農業委員会委員の任命について
議案第 78 号 吹田市農業委員会委員の任命について
議案第 79 号 吹田市農業委員会委員の任命について
議案第 80 号 吹田市農業委員会委員の任命について
議案第 81 号 吹田市農業委員会委員の任命について
議案第 82 号 吹田市農業委員会委員の任命について
議案第 83 号 吹田市農業委員会委員の任命について

- 議案第84号 吹田市農業委員会委員の任命について
- 議案第86号 吹田市農業委員会委員の任命について
- 10 議案第85号 吹田市農業委員会委員の任命について
- 11 市会議案第6号 イラン情勢の影響による物価高、資材不足を解決するための緊急対策を求める意見書
- 12 市会議案第7号 大阪国際空港、関西国際空港及び堺泉北港を「特定利用空港・港湾」に指定しないことを求める意見書
- 13 市会議案第8号 地方議会議員の社会保険への不正な加入を防止するための法整備を求める意見書
- 14 市会議案第9号 ドナーミルクの安定的な供給及び利用拡大に向けた制度の整備等を求める意見書
- 15 市会議案第10号 皇族数の確保に向けた皇室典範改正の早期実現を求める意見書
(追加)
- 16 市会議案第11号 大阪府が実施する万博記念公園駅前周辺地区活性化事業について、一体的な計画に基づく環境影響評価の実施等を改めて求める決議
- 17 市会議案第12号 市有地の適正な管理及び貸付契約の法的な精査・是正を求める決議

○ 付 議 事 件

- 1 議案第44号 退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第45号 吹田市立スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第47号 吹田市介護老人保健施設条例を廃止する条例の制定について
- 4 議案第60号 吹田市介護老人保健施設の指定管理者の指定期間の変更について
- 5 議案第63号 令和8年度吹田市一般会計補正予算（第1号）
- 6 { 議案第48号 吹田市立男女共同参画センター大規模改修工事（建築工事）請負契約の締結について
- 議案第52号 吹田市立自然の家大規模改修工事（建築工事）請負契約の締結について
- 議案第53号 吹田市中消防庁舎解体撤去工事請負契約の一部変更について
- 議案第54号 吹田市立千里第三小学校昇降機棟増築及び旧千里山西デイサービスセンター大規模改修ほか工事（建築工事）請負契約の一部変更について
- 議案第55号 吹田市吹一地区公民館及び吹田市吹一地区高齢者いこいの間建設工事（建築工事）請負契約の一部変更について
- 議案第57号 重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（Ⅰ期工事）請負契約の一部変更について
- 議案第59号 小学校用GIGA端末iPad購入契約の締結について
- 議案第65号 東消防署40m級はしご付消防車製造請負契約の締結について
- 7 議案第69号 吹田市立男女共同参画センター大規模改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について
- 8 議案第70号 令和7年度吹田市下水道事業会計予算第9条の経費の金額の流用に関し、追認の議決を求めることについて
- { 議案第71号 吹田市農業委員会委員の任命について
- 議案第72号 吹田市農業委員会委員の任命について
- 議案第73号 吹田市農業委員会委員の任命について
- 議案第74号 吹田市農業委員会委員の任命について
- 議案第75号 吹田市農業委員会委員の任命について

- 議案第76号 吹田市農業委員会委員の任命について
 - 議案第77号 吹田市農業委員会委員の任命について
 - 9 } 議案第78号 吹田市農業委員会委員の任命について
 - 議案第79号 吹田市農業委員会委員の任命について
 - 議案第80号 吹田市農業委員会委員の任命について
 - 議案第81号 吹田市農業委員会委員の任命について
 - 議案第82号 吹田市農業委員会委員の任命について
 - 議案第83号 吹田市農業委員会委員の任命について
 - 議案第84号 吹田市農業委員会委員の任命について
 - 議案第86号 吹田市農業委員会委員の任命について
 - 10 議案第85号 吹田市農業委員会委員の任命について
 - 11 市会議案第6号 イラン情勢の影響による物価高、資材不足を解決するための緊急対策を求める意見書
 - 12 市会議案第7号 大阪国際空港、関西国際空港及び堺泉北港を「特定利用空港・港湾」に指定しないことを求める意見書
 - 13 市会議案第8号 地方議会議員の社会保険への不正な加入を防止するための法整備を求める意見書
 - 14 市会議案第9号 ドナーミルクの安定的な供給及び利用拡大に向けた制度の整備等を求める意見書
 - 15 市会議案第10号 皇族数の確保に向けた皇室典範改正の早期実現を求める意見書
 - 16 市会議案第11号 大阪府が実施する万博記念公園駅前周辺地区活性化事業について、一体的な計画に基づく環境影響評価の実施等を改めて求める決議
 - 17 市会議案第12号 市有地の適正な管理及び貸付契約の法的な精査・是正を求める決議
-

○ 出席議員 33 名

1 番	益 田 洋 平	2 番	梶 川 文 代
3 番	五 十 川 有 香	4 番	西 岡 友 和
5 番	久 保 直 子	8 番	後 藤 恭 平
9 番	中 西 勇 太	10 番	玉 井 美 樹 子
11 番	山 根 建 人	12 番	村 口 久 美 子
13 番	後 藤 久 美 子	14 番	川 田 尚
15 番	江 口 礼 四 郎	17 番	浜 川 剛
18 番	井 上 真 佐 美	19 番	野 田 泰 弘
20 番	竹 村 博 之	21 番	塩 見 み ゆ き
22 番	柿 原 真 生	23 番	清 水 亮 佑
24 番	今 西 洋 治	25 番	林 恭 広
26 番	澤 田 直 己	27 番	白 石 透
28 番	有 澤 由 真	29 番	矢 野 伸 一 郎
30 番	小 北 一 美	31 番	橋 本 潤
32 番	乾 詮	33 番	高 村 将 敏
34 番	井 口 直 美	35 番	泉 井 智 弘
36 番	藤 木 栄 亮		

○ 欠席議員 0 名

○ 出席説明員

市 長	後 藤 圭 二	副 市 長	春 藤 尚 久
副 市 長	辰 谷 義 明	危 機 管 理 監	山 下 栄 治
総 務 部 長	井 田 一 雄	行 政 経 営 部 長	北 澤 直 子
税 務 部 長	中 村 大 介	市 民 部 長	岡 松 道 哉
都 市 魅 力 部 長	脇 寺 一 郎	児 童 部 長	道 場 久 明
福 祉 部 長	梅 森 徳 晃	健 康 医 療 部 長	今 峰 み ち の
保 健 所 長	松 林 恵 介	環 境 部 長	道 澤 宏 行
都 市 計 画 部 長	清 水 康 司	土 木 部 長	梶 崎 浩 明
下 水 道 部 長	愛 甲 栄 作	会 計 管 理 者	伊 藤 さ お り
消 防 長	山 田 武 史	水道事業管理者職務代理者 水 道 部 長	原 田 有 紀
理事（子育て支援センター担当）	岡 田 貴 樹	理事（公共施設整備担当）	木 村 博 一
理事（地域整備担当）	野 口 裕 嗣	教 育 長	大 江 慶 博
学 校 教 育 部 長	大 山 達 也	教 育 監	植 田 聡
地 域 教 育 部 長	二 宮 清 之		

○ 出席事務局職員

局 長	岡 本 太 郎	次 長	守 田 祐 介
参 事	東 貴 一	主 幹	森 岡 伸 夫
主 幹	水 落 康 介	主 査	奥 野 太 一
主 任	鈴 木 健 将		

（午前10時10分 開議）

○橋本 潤議長 ただいまから5月定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

ただいまの出席議員は33名でありまして、病気その他の理由による欠席届出者はありません。

本日の議事日程はお手元に配付いたしてありますので、それにより御承知願います。

これより議事に入ります。

○橋本 潤議長 日程1 議案第44号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、財政総務常任委員会に付託し、御審査願っていただきましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 議案第44号の審査結果等について報告をいたします。

本案は恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の改正内容に準じ、退隠料及び遺族扶助料の最低保障額等を増額しようとするものであります。

委員からは対象者への年額改定の周知方法について質問がありました。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第44号を原案のとおり承認いたしました。

以上、報告を終わります。

○橋本 潤議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第44号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませ

んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

○橋本 潤議長 次に、日程2 議案第45号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、文教市民常任委員会に付託し、御審査願っていただきましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 議案第45号の審査結果等について報告いたします。

本案は、中の島スポーツグラウンドの施設を変更し、使用料を設定しようとするものであります。

委員からは

- 1 使用者への周知方法
- 2 目的に応じたメイングラウンドの使用法
- 3 市外使用者に対する別途使用料の設定予定の有無
- 4 既存使用団体の活動への影響
- 5 施設変更後における指定管理者の業務量見込みなどについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第45号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○橋本 潤議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第45号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませ

んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案どおり可決されました。



○橋本 潤議長 次に、日程3 議案第47号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、健康福祉常任委員会に付託し、御審査願っていただきましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 議案第47号の審査結果等について報告いたします。

本案は、介護老人保健施設を廃止しようとするものであります。

初めに、本案について、より充実した審査を行うため、参考人として一般財団法人介護老人保健施設事業団理事長の出席を求めることを決定し、意見を聴取しました。

参考人から聴取した意見を踏まえ、

委員から

- 1 市民の不安解消に向けた十分な議論の必要性
- 2 事業譲渡に伴う民間事業者の応募見通し
- 3 近隣自治体における類似施設の事業譲渡事例
- 4 事業譲渡後における介護サービスの質の維持
- 5 事業譲渡後も地域連携、地域貢献の取組を継続するための手法
- 6 経験ある現在の職員の価値を生かした事業譲渡
- 7 職員の処遇及び労働条件の継続性に対する市の認識
- 8 土地の買戻し特約による事業継続担保の実効性などについて質問がありました。

本案に対する反対意見が2件あり、続いて採決しましたところ、賛成者多数で、議案第47号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○橋本 潤議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

12番 村口議員。

（12番村口議員登壇）

○12番 村口久美子議員 議案第47号 吹田市介護老人保健施設条例を廃止する条例の制定について、日本共産党を代表して意見を述べます。

本条例案は、吹田市介護老人保健施設を民間に譲渡することを前提に、公の施設としては廃止し、譲渡先事業者が決まらない場合には廃止をするという条例案です。

それに対し、パブリックコメントでは、208件、150通の意見が出され、賛成5件、反対92件でした。また、公の施設として存続してほしいと、団体、個人から6月16日までに5,039筆が、後藤市長と吹田市議会に提出をされています。

10年間、介護老人保健施設としての事業継続を担保するとして示されている買戻し特約も、事業者が決まらなかったり、事業者が撤退したり、雇用条件の変更に伴い職員が退職し、事業運営が続けられなくなった場合などには有効ではなく、事業継続を担保できるものではないことも、委員会質疑で明らかになりました。

本条例案が成立すれば、事業廃止という大きなリスクがあることは否めません。仮に、譲渡先が決まったとしても、これまで築いてきた質の高い介護サービスや、地域との協働で続けてきたボランティア養成やボランティアの受入れ、認知症カフェなどは維持できるかは不明です。

また、公の施設として、介護人材育成に多大な貢献となっている実習生の受入れや、受入れ困難な方の入所も続けられるのか不明です。

民間事業者に事業譲渡をすれば、経営改善のために介護職員の給与を引き下げることが容易に想像できます。民間の介護職は、平均して他職種より、月約8万円低い給与であり、市がその低過ぎる水準の底上げをする役割こそ求められています。

市が介護職の処遇引下げにつながることをすれば、介護職員の処遇は低くても仕方ないという誤ったメ

ッセージを社会に発信することとなり、許されません。

経験豊富な貴重な介護職員の流出も招きかねず、介護職員の育成、定着を図るべき市の計画にも反します。

また、土地の鑑定費用を昨年度予算で流用していたことも明らかになりました。土地は市民の共有の財産であり、その処分については議会に諮るべきです。議会に諮らないまま、譲渡を前提とした方針が出されており、議会軽視と言わざるを得ません。

市はパブリックコメントや署名で寄せられている公の施設としてそのまま存続してほしいという声を真摯に受け止めるべきです。市民病院との受入れの連携強化など、経営改善の努力をする時間を与えないまま、公の施設としては廃止とするのは、あまりにも拙速で、結論ありきの進め方で認められません。

こんなにも早く結論を出したのは、昨年度に赤字になったということだけでなく、大規模改修のための費用を出したくないということも大きな理由の一つとなっています。

公共施設最適化推進委員会が出される方向性が市民の声とは無関係に、公共施設の在り方を決めることになってはいませんか。建てたときから年数がたてば、大規模改修などが必要であることは分かっている中、経費削減の考え方に偏重し、なされるべき経営努力や議論を重ねない決め方にも大きな問題があると考えます。

以上の理由から、議案第47号 吹田市介護老人保健施設条例を廃止する条例の制定について反対いたします。

○橋本 潤議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 議案第47号 吹田市介護老人保健施設条例を廃止する条例の制定について、市民と歩む議員の会を代表して、反対の立場で意見を申し述べます。

吹田老健は、1992年の開設以降、公の施設として地域の高齢者福祉を支えてきました。単なる介護サービスの提供にとどまらず、認知症カフェの開催、ボランティア育成、学生との交流事業、回想法を用

いた地域活動支援など、地域福祉の拠点として重要な機能を果たしています。

利用者アンケートでも常に高い満足度が維持されており、こうした役割は単なる収益性だけで評価できるものではありません。これまでの存在意義については、理事長や市側の答弁からも異論はないはずです。

しかしながら、本施設は、平成21年（2009年）に一度、在り方検討を実施して以降、昨年、2025年9月定例会に至るまで、16年間も将来を見据えた検討が事実上なされてきませんでした。

まずは、将来設計の先送りと市の関与状況について指摘します。

負担金支出から僅か4か月程度という短期間で一足飛びに廃止へと至った背景には、事業団役員及び本市の経営監視責任の欠如が大いにあったのではないかと考えざるを得ません。

委員会において、参考人招致にて御発言いただいた今回の事態についての理事長の受け止めは、心苦しいと。また、副市長の受け止めは残念に思うと御答弁されていましたが、問題は、想定できなかったことへの対応にとどまり、事実上、長年の状況を先送り、放置してきたことにあります。

理事長からの、これまで市に対しては状況をお伝えするのみで提案や要望等は行っていなかったということも、吹田市と事業団との関係性を物語っていることでしょう。

なお、吹田市が定める外郭団体の在り方方針には、人的・財政的関与の必要性について常に検証を行うことが明記されています。

例えば、コロナ禍において、指定管理者であるために国からの各種補助対象から外れるなど厳しい経営環境にあった際、市が必要に応じて柔軟な財政的支援や対応を実施できたはずですが、このように、例えばを申し上げましたが、このような必要な関与を怠ったまま、公金を支出せざるを得なくなった段階で突如、廃止を持ち出すのは、行政としての責任放棄と責められても抗弁できないのではないのでしょうか。

次に、それぞれ議論、検討、説明等が不足してい

ることです。

吹田老健の在り方方針に対するパブリックコメントには、150通、延べ208件もの切実な意見が寄せられました。それにもかかわらず、スタッフの温かさがあるこの雰囲気のまま、規模を縮小してでも残してほしいといったお声などは、行政内部の決定において採用されませんでした。専門家を交えた多角的な議論が尽くされたとは到底言えません。

また、現状、吹田市や理事長をはじめとする役員から、利用者や家族、事業団職員への説明責任が十分に果たされたとは言えず、熟議を重ねるための時間も圧倒的に不足していると言わざるを得ません。

そして、利用者や現場を支える職員の雇用環境等への懸念です。

市の方針では、仮に、民間譲渡が成立しなかった場合は事業廃止としています。これでは、現在の利用者やその御家族に極めて大きな不安と負担を与えるだけでなく、エッセンシャルワーカーとして地域医療、介護を支えてきた職員の雇用を極めて不安定な状況に陥れます。

事業譲渡できた場合でも、職員採用については、原則、希望があった場合には継続雇用とのことです。が、職員は、そもそも市職員と比較して低い地域手当や昇給体系の下、11年間もベースアップがないという厳しい条件等に耐え、長年、利用者との信頼関係を築いてきました。国レベルで問題となっている介護人材保障の観点からも、民間譲渡によるサービス水準等の低下や雇用の切捨ては断じてあってはなりません。

また、公共施設や土地の手放しは、市民の財産を手放すことに直結し、十分な検討、議論は欠かせません。

したがって、これら総合的に鑑みますと、行政の責任ある手続として、最低限、民間譲渡の公募が成立し、サービスの継続性と職員の雇用が法的に担保されたことを確定させてから廃止条例を制定すべきであり、何も決定していない中で、廃止のみを先に議決することは本末転倒です。

私たち議員は、地域、職員や家族の切実な現場の声、実態をしっかりと確認した上で、様々な物差し

から質疑を重ねて判断する義務があります。廃止の決定よりも先に、まずは民間譲渡の公募等の状況を見極めるべきです。よって、本条例には反対をいたします。

○橋本 潤議長 討論を終わり、議案第47号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者多数であります。よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

○橋本 潤議長 次に、日程4 議案第60号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、健康福祉常任委員会に付託し、御審査願っておりますので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 議案第60号の審査結果等について報告いたします。

本案は、介護老人保健施設の廃止及び事業譲渡に伴い、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとなっている同施設の指定管理者の指定期間を1年6か月短縮し、令和9年9月30日までに変更しようとするものであります。

初めに、本案について、より充実した審査を行うため、参考人として一般財団法人介護老人保健施設事業団理事長の出席を求めることを決定し、意見を聴取しました。

参考人から聴取した意見を踏まえ、
委員から

- 1 事業譲渡に係る公募の成否によって、指定期間を再度変更することの是非
- 2 介護老人保健施設事業団理事会による指定期間変更の承認と、同事業団評議員会による解散手続との関係性

について質問がありました。

本案に対する反対意見が2件あり、続いて採決し

ましたところ、賛成者多数で議案第60号を承認しました。

以上、報告を終わります。

○橋本 潤議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

22番 柿原議員。

（22番柿原議員登壇）

○22番 柿原真生議員 議案第60号 吹田市介護老人保健施設の指定管理者の指定期間の変更について、会派を代表して意見を述べます。

吹田市介護老人保健施設、以下、吹田老健と申し上げます。の指定管理期間を1年6か月縮め、終期を2027年9月末までに変更しようとするもので、ほかの事業を行っていない吹田老健の廃止、事業団の解散を意味するものです。

昨年の9月議会で、吹田老健の経営悪化に対し、利用者に対するサービス継続のため、9,000万円の負担金を支出する予算が提案され、可決しました。その後、吹田市は本年1月15日の企画会議で事業団廃止の方針を政策決定。吹田市介護老人保健施設及び一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団の今後の在り方に関する方針案を策定し、パブリックコメントの募集を行った後、本年3月31日に内容をほぼ変えることなく決定しました。今後の方向性として、吹田老健の事業譲渡先を8月に公募し、公募が成立してもしなくても事業団を解散するというものです。

吹田老健の廃止理由は、公の施設の必要性が低下したということです。しかし、少なくとも現在の指定期間の間に、事業団の経営改善のための時間的猶予を与えることが必要だったのではないのでしょうか。稼働率の引上げに向けて、市民病院への働きかけや、市民病院以外の病院との連携など稼働率アップに向けた努力が始まっています。介護施設の経営の立て直しは、数か月でできるものではありません。9月定例会から4か月弱での事業譲渡、廃止の政策決定

はあまりにも拙速です。

事業団職員の給与水準が公務員に準じて設定され、定着をしてきたことで人件費が民間の老健施設よりも高くなることは、決して事業団が責められるようなことではなく、むしろパブリックコメントにも表れているように、利用者への丁寧な支援につながってきたと考えます。人件費が大半を占める介護施設において、職員給与を削れば経営が成り立ち、このように早々に指定管理を終了する必要はなかったかもしれません。介護保険制度の矛盾が、今回の吹田老健の廃止に表れています。

今後、事業譲渡が行われたとしても、施設職員の処遇の変更、長期入所者の受入れ等、議案第47号の意見で述べたとおり不安があります。よって、廃止と一体の指定管理期間の変更には反対をいたします。

○橋本 潤議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 議案第60号 吹田市介護老人保健施設の指定管理者の指定期間の変更について、市民と歩む議員の会を代表して、反対の立場から意見を申し上げます。

本議案は、議案参考資料にてお示しのとおり、吹田市介護老人保健施設の廃止及び事業譲渡を前提として指定管理期間を変更するものですが、現時点では譲渡先事業者も決まっておらず、施設がこれまで担ってきた役割をどのように継承していくかも示されていません。

具体的にはまず、本施設は、利用者の在宅復帰支援やリハビリテーションの提供だけでなく、地域とのつながりづくり、ボランティアや実習などの人材育成など、公的施設として重要な役割を果たしてきましたが、その役割を今後、どのように維持していくかなどについては、市の説明では、あくまで公募条件に入れるよう検討するとか、譲渡先に働きかけるといった形であり、十分に担保されているとは言えません。

次に、令和5年11月定例会において、令和6年4月1日から令和11年3月31日までを指定管理期間とする指定管理者の指定が議決されています。しかし、その後、僅か1年半で運営費負担金の投入が必要と

なり、施設廃止や民間譲渡の方針が示されるに至った経緯については、委員会でも質疑等も行いましたが、市民病院移転後等による稼働率の低下のみを要因とされており、今後、見通しの立たない具体的な理由や他の方策等を含めて、十分な説明がなされているとは言えません。

改めて、吹田市として公の施設廃止や譲渡という重大な判断に至るまでに、利用者や家族、職員、地域住民の声をどのように受け止め、検討してきたかについては丁寧な対応が求められます。市の担当者等ではなく、経営に責任ある方々からの直接的な対応は重要です。

そして、現行の指定管理期間は令和11年3月末まで残されており、令和7年度補正予算にて運営費負担金も計上されていることや、市の予定では万が一、民間譲渡ができない場合は、改めてさらに短くした指定管理期間の変更を予定しているという状況です。

このような状況を踏まえると、現段階での指定管理期間の変更を行うことは拙速と言わざるを得ません。

事業譲渡が具体化し、市民サービスの継続や施設機能の維持が確実に担保されるか否かをしっかりと確認した後に結論を出すのが、行政としての責任ある姿勢であると申し上げ、本議案に反対いたします。

○橋本 潤議長 以上で討論を終わり、議案第60号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者多数であります。よって、議案第60号は可決されました。

○橋本 潤議長 次に、日程5 議案第63号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 議案第63号の審査結果等について報告いたします。

本案は、令和8年度一般会計補正予算案であり、歳入歳出それぞれ2億536万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,822億193万4,000円にしようとするものであります。

各分科会での審査の後、本委員会において本案に対する賛成意見が2件あり、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第63号を原案のとおり承認いたしました。

以上、報告を終わります。

○橋本 潤議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

22番 柿原議員。

（22番柿原議員登壇）

○22番 柿原真生議員 議案第63号 一般会計補正予算に対し、会派を代表して意見を述べます。

吹田市は、吹田市介護老人保健施設が公の施設である必要性は低下したとして、2027年9月末をもって指定管理を終了するとともに廃止する議案を提案し、先ほど、大変残念ではありますが、賛成多数で可決をされました。

吹田老健の廃止には反対の立場ですが、本補正予算には、今後も経営が改善しない想定の下で、事業団の運転資金約3,700万円と、退職資金約1億5,700万円を見込んだ2億円の事業団への負担金が計上されています。サービスの継続や、事業団職員の整理解雇に伴う退職金は、事業団が解散するのであれば、必要なものであると考えます。

また、8月から事業譲渡先の公募を行うための選定予算も計上されており、選定に当たって、以下、要望します。

私たちは、現在、働いている事業団職員お一人一人の顔や名前、生活状況を知りません。しかし、今回の老健施設廃止、事業団解散は、そのお一人お一人の人生設計を大きく狂わせることになります。希

望者について引き続き雇用するとのことですが、安心して安定的に働き続けられるようにするため、処遇引下げを行わないよう、事業団成り立ちの経緯を踏まえ、最大限努力すべきです。

2点目。現在行われている入所や通所などの基本のサービスに加え、回想法や傾聴など多くのボランティアの方が参加している事業が、今後も発展、継続するよう、市として人材育成、活動の支援を求めます。

3点目。長期入所の方をはじめ、利用者の状況に応じた丁寧な対応を行うように求めます。

4点目。仮に事業譲渡先が決まらなかった場合は再公募を行うなど、単なる廃止になるようなことは絶対に回避をしてください。

以上、意見とし、本案に賛成します。

○橋本 潤議長 以上で討論を終わり、議案第63号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案どおり可決されました。

○橋本 潤議長 次に、日程6 議案第48号、議案第52号から議案第55号まで、議案第57号、議案第59号及び議案第65号を一括議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、理事者の説明がありましたので、ただいまから質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。本件については委員会付託を省略し、即決したいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略し、即決することにいたします。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第48号、議案第52号から議案第55号まで、議案第57号、議案第59号及び議案第65号を一括して採決いたします。

本件について承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第48号、議案第52号から議案第55号まで、議案第57号、議案第59号及び議案第65号は可決されました。

○橋本 潤議長 次に、日程7 議案第69号を議題といたします。

理事者の説明を求めます。市民部長。

（市民部長登壇）

○岡松道哉市民部長 御上程いただきました議案第69号 吹田市立男女共同参画センター大規模改修工事（機械設備工事）請負契約の締結につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

なお、本議案に関わります予算につきましては、さきの2月定例会におきまして御可決賜ったものでございます。

追加議案書の5ページをお願いいたします。

本案につきましては、制限付一般競争入札の実施により、去る6月12日に請負事業者が決定いたしましたことから、契約を締結しようとするものでございます。

工事の内容といたしましては、男女共同参画センターにおきまして、空気調和設備、換気設備、計装設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備及び給湯設備の工事を実施しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から令和9年（2027年）6月30日までの予定で、請負金額は2億2,972万4,000円、請負事業者は、株式会社関根水道工業所でございます。

なお、参考資料といたしまして、追加議案書、追加議案参考資料の5ページから12ページに工事の概要、請負事業者の営業の沿革、主たる工事の経歴、貸借対照表、損益計算書、付近見取図、配置図、平面図等を添付いたしておりますので、御参照の上、よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りま

すようお願い申し上げます。

○橋本 潤議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。本件については委員会付託を省略し、即決したいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略し、即決することにいたします。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第69号を採決いたします。

本件について承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第69号は可決されました。



○橋本 潤議長 次に、日程8 議案第70号を議題といたします。

理事者の説明を求めます。下水道部長。

（下水道部長登壇）

○愛甲栄作下水道部長 御上程いただきました議案第70号 令和7年度吹田市下水道事業会計予算第9条の経費の金額の流用に関し、追認の議決を求めることについて、提案の理由及びその概要を説明申し上げます。

議案書の7ページを御覧いただきたいと思います。

本案は、令和7年度の予算執行において、議会の議決が必要である職員給与費の流用を、議決を得ずに職員給与費以外に流用を行っていたことについて、監査委員事務局からの指摘により今般判明いたしました。

職員給与費からそれ以外の経費の流用に関し、事後にはなりますが、承認いただきたく、追認の議案を提案するものでございます。

経過でございますが、令和8年（2026年）2月12

日に、厚生費である特定退職金共済制度負担金と勤労者福祉共済制度負担金が2万6,800円不足しておりましたが、それらを職員給与費と思い込み、職員給与費である報酬から流用をいたしました。

その後、令和8年6月1日に決算書、決算参考書及び流用伝票を含む監査資料等を提出いたしました。

令和8年6月10日に監査委員事務局から指摘があり、不適切な流用であることが判明いたしました。

議会の議決を経ずに流用したことについて、重大な誤りと深刻に受け止め、深く反省しております。ここに謹んで心よりおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

今後、このようなことが起こらないよう、チェックリストを作成し、流用伝票に添付、また、財務会計システムで流用制限をかけることができないか検討し、再発防止に取り組んでまいりますので、御容赦願います。

また、説明申し上げました本案の概要などは、議案参考資料の13ページにもお示ししておりますので、御参照の上、本案について御審議いただき、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○橋本 潤議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 議案第70号 令和7年度吹田市下水道事業会計予算第9条の経費の金額の流用に関し、追認の議決を求めることについて、大阪維新の会を代表して質疑をいたします。

まずは、当該の部局である下水道部に対しては、強く反省をしていただくことを求めます。その上で、数点確認いたします。

議案説明によれば、共済制度負担金が不足していたので、それらを補うために、職員給与費から流用したとのことですが、まずは何ゆえに共済制度負担金が不足したのでしょうか。一義的には職員数の増減が影響しているのではないかと思います。場合によれば、当該部の人員計画の甘さも指摘することができます。もちろん、想定を超える事案が発生し、見込んでいた人員計画とは異なることもあると理解できますが、今回はどうだったのでしょうか。教えてください。

続いて、承認過程についてお聞きします。

今回の流用には議会の議決を得る必要がある事項ではありますが、当該部における承認するプロセスはどのようなものなのでしょうか。一般的には、職員が伝票に起案し、上長が順次承認するものと理解していますが、当該部の通常の承認過程と今回の場合は異なっていたのか。今回のケースの通常の承認過程がどのようなものかも含めて教えてください。

あわせて、その上長には部長は含まれているのかも教えてください。

また、今回の件を受けて、当該部として、どのような対策をしていく予定でしょうか。現時点で検討している施策を可能な限り詳細をお教えてください。

一方で、今回のケースは当該の下水道部だけの問題とは思いません。振り返りますと、本定例会では地域教育部所管の事案や国民健康保険に関する金額の誤りについて、我が会派の同僚議員の指摘にあったとおり、それこそ全庁横断の組織力の低下ではないでしょうか。単に職員個人の問題なら、上長が指導なりをすることで、むしろスキルアップになりますが、そこで、本定例会冒頭と同様に、市長にお聞きいたします。部長や市長に直接の決裁がない事案でも、軽重は別として何らかの誤りがあった場合は、市民に対し、分かりやすく、誤りの説明や報告があってしかるべきと考えます。決して市長も組織に緩みがあるとすれば、よしとしないはずです。本市を言えば経営する立場であり、また代表する市長として、結果として誤りが続いている現状に対してのお考えと、指摘を受けた後の市民に対して、何らかのメッセージを求めたいと考えますので、お聞きいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○橋本 潤議長 下水道部長。

○愛甲栄作下水道部長 今般の誤りの原因は、予算流用時に職員給与費内での流用と思い込み、誤りに気づけなかったものであり、あってはならない重大な誤りを引き起こしてしまい、その事態の重さを深刻に受け止め、深く反省しております。

特定退職金共済制度負担金及び勤労者福祉共済制度負担金が不足した理由につきましては、令和7年

度（2025年度）当初より、職員1名を日本下水道事業団に派遣したことにより、会計年度任用職員を任用することになったため、不足したものでございます。

当初の人員計画では、業務状況を見つつ会計年度任用職員の任用時期を見定める必要があると考えておりました。年度途中から業務遂行に支障が生じたため、任用に至ったものでございます。

予算流用のプロセスにつきましては、係員及び主任が起案し、上席者の主査、主幹、参事、室長、次長、部長の順に決裁を経るものとなっております。

目間での流用や流用制限節などに該当する場合は、部長までの決裁となります。

今回のケースは、職員給与費内の節間での流用と思い込んでいたため、参事までの決裁となっております。

今回の事案を受けまして、下水道部内全職員に対し、事務処理ミス防止に向けた取組を進めるよう周知いたしました。

また、現時点で流用について検討している対策につきましては、注意すべき項目をチェックするチェックリストを作成し、流用伝票に添付することいたします。

あわせて、財務会計システムで議会の議決を経なければ流用することができない経費などに、流用制限をかけることができないか検討してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 事務処理ミス発生時の対応等につきまして、まずは行政経営部より御答弁申し上げます。

先般の事案に引き続き、再びこのような議案提出に至ったことについて、市全体の問題として重く受け止めております。

事務処理ミス発生時の対応につきましては、本年4月に、吹田市事務処理ミス発生時の対応ガイドラインを制定し、各部局が適切に情報開示できるよう取り組んでいるところでございます。

吹田市内部統制に関する指針と併せて、同ガイドラインについても周知徹底を行うことにより、事務

処理ミスの再発防止やミス発生時の適切な対応など、内部統制のさらなる強化に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいま関係部長からの答弁のとおり、市民への実害の有無にかかわらず、再度、このような議案提案に至りましたこと、市民の皆様に申し訳なく思います。

引き続き、財務会計システムのさらなるレベルアップを進め、デジタル対応の質を高めるとともに、全ての職員が気持ちを引き締めて事務処理ミスの防止に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 以上で、質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。本件については委員会付託を省略し、即決いたしたいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略し、即決することにいたします。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 議案第70号 令和7年度吹田市下水道事業会計予算第9条の経費の金額の流用に関し、追認の議決を求めることについて、大阪維新の会を代表して意見を申し述べます。

先ほどの質疑において、下水道部の対応には、誤りを指摘された後に直ちに議会へ報告、そして、議決を求められたことは迅速さもあり、また、議会という市民への真摯な対応をされたと判断いたします。当該部には、今回を機に、より丁寧さと正確性を増していただきますよう期待します。

さて、ここでどうしても気になる点として、やはり組織力の低下があります。有名な言葉であります、ハインリッヒの法則があります。言うまでもなく、一つの重大事故の背後には、より多くの軽微な事故がある、であります。

今回は下水道部でしたが、各部局の理事者をはじ

め、幹部職員の皆さんには、改めて御自身の部局を見渡し、軽微な事故の芽を摘んでいただくよう、お願いいたします。

他方で、市長のさきの質疑での御答弁にも目を向けたいと思います。一見、確かに市民の前に誤りと認めますという言葉はありましたが、やはりどこかで、私には直接は関係ないといった意識があるのではないのでしょうか。非常に残念ながら、切迫感が感じられませんでした。本市職員出身ということもあり、庁内の隅々まで熟知されているとは思われますので、その部分は非常に頼もしいのですが、一方でそれは過信や慢心になっていないか、卑近な例ではありますが、本市はいま、経常収支比率が101%となっており、さらには財調基金は年々減少、そして、連続して10億円以上の実質の赤字。この3つは、言わば、負のトライアングルではないのでしょうか。

本市民は、行政の遂行を本市職員、そして、市長ら特別職、当然に我々議員に委ねていただいています。議会には市民に代わって執行機関を監視する役割も有しています。ないと信じてますが、さきの負のトライアングルが、もし、本市の各部局の意識が知らず知らず緩んでいる結果だとしたら、これをただすことはまずは代表者である市長であります。市長には、この議会での御発言は市民への報告でもあることを改めて御認識していただき、市民の負託を得た信任、信頼を一層増していただきたいと思います。まさか、市長御自身が緩んでいらっしゃることはないと思っていますが、期待もしますし、当然監視もいたします。官民を問わず、トップの意識が正しく変われば、案外組織は思う以上に時間をかけずに変わるものだと私は思っております。

今回の下水道部の件は、改めてそれに気がつかせてくれた事例とも言えます。当該部には、より一層の対策を講じていただくことを期待して、議案第70号には賛成とする意見とさせていただきます。

○橋本 潤議長 以上で討論を終わり、議案第70号を採決いたします。

本件について承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第70号は可決されました。



○橋本 潤議長 次に、日程9 議案第71号から議案第84号まで及び議案第86号を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいま御上程をいただきました議案第71号から議案第84号及び議案第86号までの吹田市農業委員会委員の任命につきまして、一括して説明を申し上げます。

7月19日付をもって任期満了となります吹田市農業委員会委員をそれぞれ任命しようとするものでございます。

本市農業委員会委員といたしまして、追加提案書5ページの議案第71号におきましては、吹田市上山手町の吉田俊之氏を、7ページの議案第72号におきましては、吹田市岸部中の橋本家平氏を、9ページの議案第73号におきましては、吹田市山田東の田口末次氏を、11ページの議案第74号におきましては、吹田市春日の野中清和氏を、13ページの議案第75号におきましては、吹田市江坂町の樋口明彦氏を、15ページの議案第76号におきましては、吹田市佐井寺の西 盛氏を、17ページの議案第77号におきましては、吹田市山田東の川上光男氏を、21ページの議案第78号におきましては、吹田市山田西の島中秀樹氏を、23ページの議案第79号におきましては、吹田市佐竹台の水田和真氏を、25ページの議案第80号におきましては、吹田市岸部南の川端順子氏を、27ページの議案第81号におきましては、吹田市豊津町の榎原靖彦氏を、29ページの議案第82号におきましては、吹田市垂水町の角田和子氏を、31ページの議案第83号におきましては、吹田市春日の野本昭隆氏を、33ページの議案第84号におきましては、大阪市北区の野中数博氏を、37ページの議案第86号におきましては、吹田市佐井寺の奥 祐次氏を、それぞれ任命いたしたいと存じます。

各氏の経歴につきましては、各議案の次ページにお示しをいたしましたとおりであり、本市農業委員会委員として適任であると考えます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○橋本 潤議長 説明が終わりました。

1番 益田議員から資料の配付の申出がありましたので、会議規則第147条に基づき許可いたしました。クラウド上などに掲載してありますので、御報告いたします。

それでは、質問を受けることにいたします。1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 吹田市農業委員会委員の任命について、会派を代表し、質問をいたします。

主に、農業委員会委員の中立委員の選任について質問をいたします。配付資料を御覧ください。

農業委員会の推薦及び応募状況について、氏名、年齢、性別、職業、経歴、推薦または応募の理由等が掲載をされております。ホームページでも公開がされております。

中立委員に応募された方々の応募理由は、本市農業行政推進に対する意欲にあふれたものとなっています。このたびの農業委員会委員中立委員の応募条件と人数、年齢、性別等詳細な応募状況についてお示ください。

農業委員の選考は、ホームページで公開されている選考基準に基づいて実施されているとのことですが、具体的にどのような基準に基づき、どのような選考方法で選考されているのでしょうか。その詳細についてお答えください。

また、選考に当たっては評価会議が開催されますが、どのような方々が評価委員を構成されているのか、あわせてお答えください。

中立委員の定数は二人です。このたび提案されている中立委員候補者は、両氏共に中立委員の経験者であり、本市農業行政の推進に並々ならぬ意欲と積極性、理解度をお持ちの方とお見受けいたします。

一方で、今回、選任されなかった応募者の方々の応募理由も大変すばらしい内容でした。中立委員経験者が選任されたのは、これまでの実務経験や実績が勘案されたからなののでしょうか。ほかに何か別の理由があるのか、選考の理由をお答えください。

農業委員会等に関する法律には、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りがないように配慮しなければならないと定められています。

令和4年11月定例会で、吹田市農業委員会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例審議の際に、担当部からは、農業をされている方は高齢の方や男性が多いということもあり、行政としても年齢層の若い方や女性に農業委員になっていただきたいという思いはある。結果的に応募される方の現状は高齢の方や女性が少ないという状況はあるが、選考に当たっては、そうしたことも参考に、総合的に判断して選任してまいりたい旨の御答弁がありました。

このたびの選任では農業者の女性委員が一人増えています。中立委員においても同様に、性別の偏りがないように配慮することが求められているのではないのでしょうか。

このたび選任された両氏は40代、50代と比較的若い世代であるものの、いずれも男性であります。この点について、法律が求める性別の偏りへの配慮の観点をどのように捉え、選考されたのか、市のお考えをお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○橋本 潤議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 中立委員の応募条件につきましては、農業委員会の所掌事務に対して利害関係がなく、職務を適切に行うことができる者としております。

応募状況につきましては、9名の応募者のうち、30歳代が1名、40歳代が4名、50歳代が2名、60歳代が2名で、男性が5名、女性が4名でございます。

次に、選考方法につきましては、委員候補者評価会議におきまして、年齢、職歴及び市内居住の有無等に関する基本評価と、職務に対する意欲、積極性及び理解度を踏まえた総合評価を行い、合計点の高い者から選出しております。

なお、評価会議は、両副市長、総務部長、都市計画部長及び都市魅力部長で構成しております。

次に、中立委員のこれまでの実務経験や実績につきましては、評価の対象といたしておりません。

最後に、性別の偏りにつきましては、解消すべき

ものでありますが、選考に当たりましては、評価結果を基本とした上で、配慮が必要であると考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 選考は評価項目に基づいて点数化されるということです。選出された中立委員が何らかの理由で中立委員の任命を辞退することになった場合、中立委員は欠員状態のまま農業委員会が運営されることになるのでしょうか。

それとも、次点の応募者が中立委員候補者となるのでしょうか。もしくは改めて中立委員を公募するのでしょうか。

中立委員を選考する評価委員は、両副市長をはじめ、本市理事者が務められておられるということです。

今回提案されている中立委員には、現職の市議会議員の方がおられます。応募者や市民から、忖度が働いているのではないかと疑念の目が向けられることにはならないでしょうか。せめて中立委員に選出された方の評価点を公表し、選出されなかった応募者には評価点を通知する必要があるのではないのでしょうか。

また、外部委員の登用を検討してはどうかと考えますが、御見解をお聞きをいたします。

中立委員には9名の応募があり、そのうち4人が女性でした。国の男女共同参画基本計画では、農業委員会に占める女性の割合を早期に20%、さらに30%を目指すという目標が設定されています。

農林水産省も農業委員会における女性の参画を一層推進する仕組みづくりを推進しているところです。

このたびの中立委員の選出で、女性が一人選出されていれば、女性の比率は18.8%となり、国の目標に近づくことになります。

例えば、堺市においては、女性に応募が少ない場合は女性への加点、男性の応募が少ない場合は、男性への加点といった性別の偏りに配慮した評価項目を設け、農業委員を選出しているとのことでありす。

本市においては、農業委員への女性の参画を推進

するために、どのような具体的努力を重ねてくれたのでしょうか。また、今後、どのように取り組まれるおつもりなのかお答えください。

○橋本 潤議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 中立委員から辞退があった場合につきましては、中立委員が1名任命されておりましたら、農業委員会は成立いたしますことから、まずはその状況にて運営し、今後の対応を検討してまいります。

次に、評価点の公表につきましては、個人情報保護の観点も含め、検討してまいります。

また、選出に至らなかった応募者への評価点の本人通知につきましては、次の募集時より実施してまいります。

評価会議における外部委員の登用につきましては、近隣自治体におきましても、現在、事例はございませんが、中核市などの他市状況も調査し、検討してまいります。

最後に、女性委員の登用におけるこれまでの取組及びこれからの考えにつきましては、引き続き、募集時に市ホームページへの掲載や関係団体への周知を行い、女性の応募促進を図るとともに、今後、先進市の事例を参考に検討してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 以上で質疑を終わります。

議事の都合上、しばらく休憩いたします。

（午前11時19分 休憩）

（午後1時15分 再開）

○橋本 潤議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、議案第71号から議案第84号まで及び議案第86号について討論に入ります。

意見を受けることにいたします。20番 竹村議員。
（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 日本共産党市議会議員団を代表して意見を述べます。

農業を取り巻く厳しい環境の下で、吹田市の農業施策を進めるにおいて、本市農業委員会が他の関係者と協力して、生産者への営農支援や後継者育成な

ど重要な役割を果たしてこられたことに敬意を表したいと思います。

近年、地球温暖化防止のための農地の保全はもとより、未来を担う本市の子供たちにとって貴重な体験となる学童農園の継続、また、地産地消で食育につながる学校給食への食材提供や、市民農園の拡充など、本市農業施策の充実に、市民の期待がこれまで以上に大きくなっています。

本市の農業施策への支援の充実と同時に、市民の多様な意見が反映できる取組が求められています。

中立委員の選任に当たっては、多様な市民の声を反映していくという視点が示されているのかどうか、選考基準、選考方法が市民の納得の得られる提案になっているのかどうかについて、質疑の中で明らかになった点について述べたいと思います。

まず、過去に理事者が表明されていた若い方や女性を農業委員になっていただきたいとはなっていない点です。応募された方の9人中4人が女性とありました。せめて一人は女性を選考すべきではなかったのでしょうか。なぜそうだったのかについては理解することができません。

答弁では今後、努力するとのことでした。今回の結果についてしっかりと総括し、改善を求めます。

また、選考委員会の言った構成が、両副市長と各部長含めて5人、市関係者だけであり、選考基準により点数化しているとのことですが、選考結果は示されていません。これでは、選考委員の公立性、透明性が担保されているのかどうかも含めて、市民から見て疑問が残ります。

今後、選考に当たっては選考委員が判断する公明性、中立性を担保する方法とともに、明確な選考基準を設けることや、選考結果の公表など、より改善を強く求め、意見いたします。

○橋本 潤議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 議案第71号 吹田市農業委員会委員の任命について及び同議案第71号から議案第84号及び議案第86号、全部同じ案件でありますので、一括して意見を申し述べます。

まず、今回、この農業委員会委員の推薦及び応募

状況については、さっき午前中に質疑なされた議員も資料として御提示くださっていますとおり、しっかりと公表をされています。非常にオープンになっている、これは法整備もそのようになっているということで、大変オープン。要は、今回選任されない、選ばれなかった方の名前や年齢、性別やなんかもまあまあオープン、本当にオープンになっているという状況の中で、選定のプロセスについてはとってもというか、かなりクローズの状態だなというふうに感じています。

また、選定の委員についても、両副市長と都市魅力部長、総務部長、都市計画部長と、要は市内部の役員の、まあまあ、お偉いさんたちというか、市内部の人たちだけでと。

だから、このようにね、やっぱり法整備的にもかなりオープンにすることになっているながら、選定のプロセスがこれだけクローズになっているものについては、私は改めるべき、是正を求めているとおきたいと思う部分であります。

やはりそのような中において、そういうクローズな中で選定がされているということについては、本当に適正にきちっと忖度等もなく選定をされたのかというような疑念や疑惑を持たれかねないというような懸念もありますので、それについても申し上げます。

それとですね、今回応募されたいいわゆる御自分で応募された中立委員の皆様、中立委員として応募された皆様が9人おられまして、そのうちの4名が女性でありました。やはりさきの同僚議員の質疑の中でもありますけど、国の方針としても、やはり女性の登用を進めている。我々吹田市のこの農業委員会の中でも女性や若手の方の登用を進めていくというような意図があったにもかかわらず、せっかく9人中4人も応募して下さっていた女性の方は今回選定をされていない。その点について、非常に悲しく思いますし、また、選定の委員についても、さっきも申し上げたとおり、両副市長、都市魅力部長、総務部長、都市計画部長、全て男性であります。選定委員も男性ばかり。しかも市の内部の内輪の者ばかりというような状況でありますので、せめて、

やはり選定委員の中に外部の、市内部だけではなく、市外部の方が入っていただき、また、それには女性の方も加わっていただきたい、選定の中に。やはり女性の方についてはやっぱり進めるという意向で、国としても本市としてもある限り、やっぱりそれについてはきちっとしんしゃくをして進めていただきたかったなど、本当に思います。

このようなことが世界の中でも低い順位であります本市、我が国のジェンダー指数の低さ、この社会の縮図的なものではないかなというふうに悲しく思いますとともに、そのようなことのないよう、今後はしっかりと改めていただき、選定委員の委員構成や今後、しっかりと女性がしっかりと委員として参画をしていただけるような、そのような選定基準等を設けることを求めています。

あとですね、やはりこのようにオープンにされていて、正直選ばれなかった方の氏名や年齢までもオープンにされているんですが、ちょっとその点については、しっかりと配慮もしておいていただきたいなど、この後の。それも付け加えておきます。

あと、そのような形で今後については改め、是正をしていただきたいということを強く申し上げまして、本案に対する意見とします。

○橋本 潤議長 以上で討論を終わり、議案第71号から議案第84号まで及び議案第86号を一括して採決いたします。

本件について同意いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第71号から議案第84号まで及び議案第86号は同意されました。

○橋本 潤議長 次に、日程10 議案第85号を議題といたします。

理事者の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいま御上程をいただきました議案第85号 吹田市農業委員会委員の任命につきまして、御説明を申し上げます。

追加議案書の35ページを御覧いただきたいと思います存じ

ます。

先ほど提案いたしました議案と同様、本市農業委員会委員に千里山竹園の藤木栄亮氏を任命したいと存じます。同氏の経歴につきましては、36ページにお示しいたしております経歴書のとおりでございます。本市農業委員会委員として適任であると考えます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○橋本 潤議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 議案第85号 吹田市農業委員会委員の任命について、大阪維新の会、会派を代表して意見を述べます。

本議案の中立委員に、現職の市議会議員を任命することを我が会派は疑問に感じています。

議員は、本市の農業行政全般を厳しくチェックする権限を持つ立場であり、ゆえに強い権限を持っていると言えます。よって、現職議員が、中立な立場であるとは考えられません。

我々議員は、農業委員にならなくとも、議会において、質疑をもって農業行政について助言、政策提案等を行えます。むしろ、そうすべきと考えます。

この議案は、公募の手續並びに選定について、改善を求めるという立場から反対といたします。

○橋本 潤議長 以上で討論を終わり、議案第85号を採決いたします。

本件に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者多数であります。よって、議案第85号は同意されました。

○橋本 潤議長 次に、日程11 市会議案第6号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。11番 山根議員。

（11番山根議員登壇）

○11番 山根建人議員 ただいま上程されました市会議案第6号につきまして、提案者を代表しまして説明いたします。

市会議案第6号は、政府及び国会に対し、イラン情勢の影響による物価高、資材不足を解決するための緊急対策を求める意見書を提出しようとするものであります。

別紙の内容につきまして、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○橋本 潤議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め討論を終わり、市会議案第6号を採決いたします。

本件について原案どおり承認いたしましても、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、市会議案第6号は原案どおり可決されました。

○橋本 潤議長 次に、日程12 市会議案第7号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。11番 山根議員。

（11番山根議員登壇）

○11番 山根建人議員 ただいま上程されました市会議案第7号につきまして、提案者を代表しまして説明いたします。

市会議案第7号は、政府及び国会に対し、大阪国際空港、関西国際空港及び堺泉北港を、特定利用空港・港湾に指定しないことを求める意見書を提出しようとするものであります。

別紙の内容につきまして、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○橋本 潤議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め討論を終わり、市会議案第7号を採決いたします。

本件について原案どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者少数であります。よって、市会議案第7号は否決されました。



○橋本 潤議長 次に、日程13 市会議案第8号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。34番 井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 ただいま上程されました市会議案第8号につきまして、提案者を代表しまして説明いたします。

市会議案第8号は、政府及び国会に対し、地方議会議員の社会保険への不正な加入を防止するための法整備を求める意見書を提出しようとするものであります。

別紙の内容につきまして、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○橋本 潤議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め討論を終わり、市会議案第8号を採決いたします。

本件について原案どおり承認いたしましても、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、市会議案第8号は原案どおり可決されました。



○橋本 潤議長 次に、日程14 市会議案第9号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。30番 小北議員。

（30番小北議員登壇）

○30番 小北一美議員 ただいま上程されました市会議案第9号につきまして、提案者を代表しまして説明いたします。

市会議案第9号は、政府及び国会に対し、ドナーミルクの安定的な供給及び利用拡大に向けた制度の整備等を求める意見書を提出しようとするものであります。

別紙の内容につきまして、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○橋本 潤議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め討論を終わり、市会議案第9号を採決いたします。

本件について原案どおり承認いたしましても、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、市会議案第9号は原案どおり可決されました。



○橋本 潤議長 次に、日程15 市会議案第10号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。34番 井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 ただいま上程されました市会議案第10号につきまして、提案者を代表しまして説明いたします。

市会議案第10号は、政府及び国会に対し、皇族数の確保に向けた皇室典範改正の早期実現を求める意見書を提出しようとするものであります。

別紙の内容につきまして、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○橋本 潤議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

21番 塩見議員。

（21番塩見議員登壇）

○21番 塩見みゆき議員 市会議案第10号 皇族数の確保に向けた皇室典範改正の早期実現を求める意見書案について、日本共産党を代表して意見を述べます。

本意見書案は、皇族数の確保に向けた皇室典範改正を求めるとしていますが、実際は皇位継承をどう図るか、不可分に議論された男系男子による皇位継承を不動の原則にしようとするものです。

初めに、日本共産党の皇位継承に対する考えを申し上げます。

天皇の制度は憲法上の制度です。我が党は、一個人が国を象徴し、世襲する制度は人間の平等に反すると考えますが、それを国民に押しつけることはいたしません。現憲法の全条項を厳格に守る立場から、天皇は、国政に関する権能を有しないとする象徴天皇を認め、存廃は将来的に国民の総意によって解決されるべきものと考えます。

ですから、皇位の継承については憲法と国民の総意に基づいたものでなければなりません。

まず、意見書案の前文で、皇室は、我が国の長い歴史と伝統を受け継いできており、その存続を将来にわたって確かなものとするためには、皇位の継承という国家の基本に関わる事柄について、制度的な安定性は極めて重要であるとされています。

皇位の継承という国家の基本に関わる事柄とは何を根拠にされているのか。

日本国憲法の第1章天皇第1条では、天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」と明記しています。よって、天皇の地位は、主権者たる国民の意思による根拠づけによって初めて、象徴としての存在を認容されている、そのことを意味します。憲法にもどこにもない、皇位の継承が国家の基本に関わる事柄であるとの表現は、皇室が国の根幹であるかのような誤解を招くため、慎むべきであることを指摘しておきたいと思います。

本年、6月10日、衆参両院の正副議長が、皇位継承の在り方に関する全体会議で、皇族数の確保策に向けた立法府の総意をまとめたとしていますが、我が党をはじめ5党が反対をしており、全体会議の総意ではありません。

取りまとめでは二つの案が示され、法制化を求めています。いずれも男系男子の継承を前提とした議論でまとめられたものであり、法律上、重大な問題があります。

その一つ、女性皇族が結婚後も皇族の身分を保持する場合について、配偶者や子どもを皇族とするのかには全く触れていません。身分を与えないことは、憲法に精神に反するものです。また、女系天皇につながるとして、議論がある問題を先送りしており、強引に見切り発車すれば、様々な矛盾や国民的反発を招くのは必至です。

二つ目の戦後に皇籍を離れた旧宮家の男系男子を皇族の養子に迎える案について。

この案については、2005年の有識者会議でも国民の理解や安定性の観点から問題があるとして、採用は極めて困難だと否定された内容です。それを覆す根拠がない上、一般国民として生まれ育った人を、旧宮家の子孫だからと皇族にすることは憲法14条1項が否定した門地による差別に抵触をいたします。

皇族の継承は、日本国憲法第2条に、皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承するとあり、女性・女系天皇を排除するものではありません。

戦後1946年7月の憲法制定会議で金森徳次郎国務大臣は、大日本帝国憲法の皇男子孫という文言を憲法第2条で削除した理由を問われ、根本的な支障がない限り男女の差を置かないというのが憲法の考え方だと答弁し、さらに、男女の区別につきましては、法律問題として自由に考えてよろしいという立場だと答えています。

日本国憲法の成立過程の議論からも、男系男子継承を不動の原則とはしていません。

新聞各社が行った世論調査において、女性天皇に賛成が約7割を占め、女系天皇にも大多数が賛成しています。女性・女系天皇を認めないことを前提に

することは、国民の声とかけ離れています。

多様な性を持つ国民の統合の象徴を男性に限る合理的理由はなく、男性や男系に限定するのは男女平等を掲げる憲法の精神に反します。女性天皇を認めることは、国民の中のジェンダー平等を発展させることにつながります。

よって、憲法に基づき、女性・女系天皇を正面から議論すべきです。憲法学者など有識者の意見聴取や、国民の声を聴くパブリックコメントなどで広く国民的な議論を行い、国民の総意を形成するよう努めるのが国会の責務です。今国会で拙速に皇室典範改正を行うべきではありません。

以上、我が党はこうした立場から本意見書案には反対をいたします。

○橋本 潤議長 以上で討論を終わり、市会議案第10号を採決いたします。

本件について原案どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者多数であります。よって、市会議案第10号は原案どおり可決されました。

○橋本 潤議長 お諮りいたします。

この際、別紙お手元に配付いたしてあります日程2件を日程に追加し、議題といたしたいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、別紙お手元に配付いたしてあります日程2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○橋本 潤議長 次に、日程16 市会議案第11号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。35番 泉井議員。

（35番泉井議員登壇）

○35番 泉井智弘議員 ただいま上程されました市会議案第11号について、提案者を代表いたしまして説明いたします。

市会議案第11号は、大阪府が実施する万博記念公園駅前周辺地区活性化事業について、一体的な計画

に基づく環境影響評価の実施等を改めて求める決議をしようとするものであります。

別紙の内容につきまして、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○橋本 潤議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

次に、25番 林議員から発言したい旨の申出がありますので、ただいまから発言を許可いたします。

25番 林議員。

（25番林議員登壇）

○25番 林 恭広議員 市会議案第11号について、会派を代表いたしまして発言をさせていただきます。

法や条例に基づく具体的な手続が動いている現段階において、決議の在り方として時宜にそぐわないと言わざるを得ないものと考えます。

よって、我が会派としては、これより退席をさせていただきます。

○橋本 潤議長 それでは討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、市会議案第11号を採決いたします。

本件について原案どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、市会議案第11号は原案どおり可決されました。

○橋本 潤議長 次に、日程17 市会議案第12号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。35番 泉井議員。

（35番泉井議員登壇）

○35番 泉井智弘議員 ただいま上程されました市会議案第12号につきまして、提案者を代表いたしまして説明いたします。

市会議案第12号は、市有地の適正な管理及び貸付契約の法的な精査・是正を求める決議をしようとするものであります。

別紙の内容につきまして、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○橋本 潤議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。10番 玉井議員。
(10番玉井議員登壇)

○10番 玉井美樹子議員 市有地の適正な管理及び貸付契約の法的な精査・是正を求める決議案について質問をさせていただきます。

まず、提案者にお聞きをします。

行政の公平性、中立性に対する信頼を著しく損なうというのは、どういう意味でしょうか。

2点目、法的な精査とは、何を指しておられるのでしょうか。

3点目、提案されている決議の内容の中に、このような契約とありますが、市政の中の全てのことを指しているのか、何か限定的なことを指しているのかどちらでしょうか。

以上、提案者に答弁を求めます。

福祉部にお聞きをします。

決議で出されている内容についてですが、提案者が本会議で福祉部の件について質疑をしていたことだというふうに思いますが、そのことについてお聞きをします。

1点目、定期借地を設定しないことで、何か問題になったことはあったのでしょうか。

2点目、新たに公募を行わず、自動更新をして随意契約することが問題と提案者は福祉部に対して言われていたと思いますが、事業を続けるためとしていたことについて、何か問題のような、法的にも問題があったということは、当時あったのでしょうか。

以上、御答弁をお願いします。

1回目の質問を終わります。

○橋本 潤議長 35番 泉井議員。
(35番泉井議員登壇)

○35番 泉井智弘議員 御質問いただきまして、ありがとうございます。

まず、行政の公平性、中立性に対する信頼を著しく損なうとはどういう意味かという御質問なんですけども、そのままの意味です。具体的に言いますと、今回の案件で言いますと、一部の法人に対して貸付

満了時に、新たに公募を行うことなく、普通借地による事実上の自動更新を容認していたこと、協定書の締結がなされていないなど、特異的な契約内容となっていることで、市有地を貸し付けている他の事業者との公平性、中立性が取れていないこと、また議会に対して何ら説明もないまま実施されていたことから信頼を失うという意味です。

次に、法的な精査とは、何を指していますかという御質問に対してですが、先ほどの御答弁のとおり、一部の法人に対しての契約が、本来必要とされる手続を踏むことなく行われていたことにより、貸し付けた土地で実施する事業内容や事業者責任が明確になっていない状況であり、このままにしておくと、将来にわたり様々なリスクが生じかねない事案だと思っております。

それは一連の手続の問題、契約内容の問題であったり、協定書が締結されていない問題など、最悪は将来、訴訟へ発展するリスクも考えられることから、法的な精査とは、今申し上げた全てにおいて意味するものです。

三つ目、提案されている決議は、このような契約とありますが、市政の中の全てのことを指しているのか、そうでないのかということなんですけども、こちらにつきましては、もちろん限定的なことではありません。仮に、他部署で所管する市有地において同じようなことがあれば、全庁的に見直す必要があるものと考えておりますが、まずは問題が発覚した法人との契約に対して課題解決が必要であると考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 次に、福祉部からお答えいたします。

福祉部における土地の賃貸借契約には定期借地契約ではないものが複数ございますが、そのことにより問題になったことは、現在のところございません。

次に、当時、福祉部における土地の賃貸借契約に係る随意契約の根拠といたしましては、地方自治法施行令に基づき判断したのと考えておりますが、障がい福祉サービスの整備状況を勘案して、慎重に

判断する必要があったものと考えております。

また、今後は契約締結の際においても協定の締結が必要だと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 2回目の質問をさせていただきます。

限定的でないとしつつも、仮にということや、問題が発覚した法人と言われていることから、今回の決議の動機は限定的なことだということだというふうに理解をします。

理事者の答弁では法的にも問題ないということでした。

福祉部に再度確認をさせていただきますが、契約を更新したことが問題だと提案者はおっしゃっていましたが、もし契約を更新せずにいたら、どうなっていたんでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 平成30年（2018年）の契約更新時における障がい福祉サービスの状況を、詳細には分かりかねますが、更新しないとの判断をするに当たっては、当該土地で運営する事業所の利用者がほかに利用できる事業所があるかどうか等を判断する必要があったものと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 25番 林議員。

（25番林議員登壇）

○25番 林 恭広議員 市会議案第12号について質問をさせていただきます。

1点目、今、提案が必要な理由をお聞かせください。

2点目、切迫した詳細な事例があるのでしょうか、お聞かせください。

3点目、この決議案が可決した場合、吹田市にとってどのようなメリットがあるのか。

以上、3点についてお答えください。

○橋本 潤議長 35番 泉井議員。

（35番泉井議員登壇）

○35番 泉井智弘議員 一つ目の質問、今提案が必要な理由とのことですが、一部の法人に対して、現在も協定書等の制約がない中で、市民の共有財産である市有地が貸し付けられている状況であり、事業内容や事業者責任が明確になっていない状況であることから、一刻も早く、このような異常とも言える状態の是正を求めることが必要だと考えるからです。

二つ目、切迫した詳細な事例があるのかとのことですが、私の過日の本会議でも質疑をさせていただきましたが、福祉部障がい福祉室が所管する市有地を貸し付けている法人との契約内容が、同じ部署である高齢福祉室で所管する市有地の貸付け契約ですから、その内容に違いがあるということが、まずあります。

次に、あわせて、健康医療部や児童部の所管する市有地の貸付け契約、こちらとも違いがあると。

さらに、プロポーザル方式で公募決定したにもかかわらず、協定書すら締結していないこと、随意契約に関するガイドラインも守られていないと思われる事案が発覚しましたことが詳細な事例ということになります。

三つ目、この決議が可決した場合、吹田市にとってどのようなメリットがあるという御質問ですが、市議会としてもこのたび発覚した事案に対して是正の必要性があることをしっかりと示し、貸付け法人にも認識していただくことで、是正に対して協力を促すことにつながるのではないかなというふうに考えております。そうすることで、より効果的に課題解決につながると考えております。

具体的には、最低限必要な協定書の締結が考えられますが、協定書の締結がなされた際には、現在の状況に比べると、少しは公平性の確保ができるのかなというふうに思います。

また、それらのことから、市民の信頼も、一部だとは思いますが、取り戻すことができるとともに、行政としても、公平性、中立性の必要性について、改めて認識していただけることが期待できます。

以上です。

○橋本 潤議長 25番 林議員。

（25番林議員登壇）

○25番 林 恭広議員 議長のお許しをいただき、2回目の質問をさせていただきます。

今の提案議員の御答弁では、最低限必要な協定書の締結と、行政の意識改革が期待されることに一定のメリットを感じているようですが、先ほど示していただいた事例については、根本から見直す必要性を感じますが、どのようにお考えでしょうか。

○橋本 潤議長 35番 泉井議員。

（35番泉井議員登壇）

○35番 泉井智弘議員 議員御指摘のとおり、このたび発覚した事案も含めて、事実上の自動更新など、本来必要と思われる手続がなされていないままの契約が成立している案件については、私は契約そのものを一から見直す必要性があると思っていますので、行政及び該当する法人なのか、法人はありますけれども、もしかしたら、個人もあるかも分かりません。法人等としておきますけれども、法人等においては、決議案が可決された際には、重く受け止めていただきたいと思っています。

以上です。

○橋本 潤議長 以上で質疑を終わります。

○橋本 潤議長 定刻が参りましても、しばらく会議を続行します。

○橋本 潤議長 議事の都合上、しばらく休憩いたします。

（午後2時 休憩）

（午後2時25分 再開）

○橋本 潤議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

市会議案第12号について、討論に入ります。

意見を受けることにいたします。10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 市会議案第12号 市有地の適正な管理及び貸付契約の法的な精査・是正を求める決議について、意見を述べます。

この決議が提出をされ、不十分ではありますが、

市有地の貸付けなどについて、資料などいろいろな見せていただきました。

地方自治法には、議会の権限に決議は記されていません。それだけに決議とは、中身ももちろんですが、必要性やタイミングも含め、議会で議論を尽くし、十分に精査し、合意形成をした上で、内外へ発信をする重い行為です。議会が行う事実上の意思形成の行為で、政治的効果を狙い、あるいは議会の意思を対外的に表明するために行われる議会の議決のことです。決議の内容は、当該地方公共団体の公益に関する限り広範な問題も可能です。例えば、平和に関する意思を表明するもののほか、法的効果を伴うものがあると思います。

具体的には、意見書と同じように議員が発案して本会議に諮りますが、賛成多数で可決されても、どこかに提出するということはありません。また、意見書と違い、法的根拠や拘束力はありません。

吹田市議会では、1971年から2026年、現在までの55年間で、31件の決議が可決をしています。過去の決議の実績を見ても、同和行政の正常化に関する要望決議、高齢者憲章の制定を求める決議、ロシアによるウクライナ侵略行為に対し平和的解決を求める決議、そして、地域の自治会や市民の皆さんから多数要望が出されて、万博公園周辺活性化の問題に関することや吹三幼稚園と東保育園の統合の問題など、市の姿勢、その在り方を改めるようを求めるものです。

本来、議会としての決議は、全ての議員の総意として上げることが望ましいと考えます。

このところ、議会や委員会などでの審議と関係なく、自分たちのアピールのためと思われる決議が出されることがよくありますが、重みを持たないものとなっているのではないのでしょうか。

私たちは、市民の皆さんから寄せられる要望について、こんなことができないか、見直すべきではないかなど議会や委員会での質疑を行います。議会は言論の府なので、それぞれの主張を述べるのは自由ですが、主張を通すための手段として決議を行うというのはいかがなものでしょうか。決議の本文は吹田市全体の問題のように書いていますが、決議を行

おうとする動機は極めて限定的です。

今回、決議案で提案者が問題としている件も、福祉部も過去のことを振り返り、今後の契約締結の際に協定を締結していきたいと答弁でも発言をされており、決議があってもなくても市の対応は変わらないということから、必要性のない決議については反対いたします。

○橋本 潤議長 25番 林議員。

（25番林議員登壇）

○25番 林 恭広議員 このたび御提案された決議案は、議会の知り得ないところで、当時の職員により極めて不適切とも言える契約が平然と行われていたことに対して是正等を求める内容となっております。約8年前の契約とはいえ、今からでも協定書等の締結、契約内容の見直し等は実施されるべき事案であり、市議会としても強く求めなければならないということは言うまでもありません。

また、全庁的にもこのような事案がほかにもないか、改めて確認する必要があると考えます。

よって、我が会派は賛成させていただきます。

○橋本 潤議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 市会議案第12号 市有地の適正な管理及び貸付契約の法的な精査・是正を求める決議案について、市民と歩む議員の会として意見を申し述べます。

まず、本市が所有する市有地は、市民皆様の財産であります。その市有地を借りて、もしくは占用して、事業を行い収益を得ている、要は、市民の財産を元手に利益を上げているのですから、この決議案の文中にあるように、事業内容や事業責任者を明確にするというのは当然です。

また、公平性や中立性が担保できているのかを確認するためには、賃料や占用料、事業の運営や収益などを公表して、適正な賃料や占用料であるか否かを判断するための規定整備が必要であり、継続して貸付けや占用とかする場合においては、議会はもちろん市民の皆様にも御報告並びに御理解を得る必要があると申し上げ、ピンポイント的ではなく、本市全体の市有地の適正な管理に資する必要な是正措置

を、迅速かつ確実に講じるよう求めまして、本案に対する意見といたします。

○橋本 潤議長 以上で、討論を終わり、市会議案第12号を採決いたします。

本件について原案どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者多数であります。よって、市会議案第12号は原案どおり可決されました。

○橋本 潤議長 以上で、日程は終了いたしました。

閉会に先立ち、市長の挨拶を受けることにいたします。市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 5月定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

今回御提案をいたしました諸議案につきましては、本日追加提案をさせていただいた企業会計の予算流用の追認、人選案件等も含めまして、原案どおり御可決をいただき、ありがとうございました。

御審議の中で頂戴いたしました御意見、御指摘を、今後の市政運営の参考とさせていただきたいと存じます。

結びに、議員各位におかれましては、今後ますますの御健勝並びに市政発展のための御活躍を御祈念申し上げまして、閉会に際しましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○橋本 潤議長 5月定例会を閉じるに当たり、私からも一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会につきましては、本会議での質問日を二日間とし、代表質問は行わず個人質問のみを行う運営を試行的に実施いたしました。

そのような中、委員会での審査も含め、熱心かつ丁寧な御審議をいただき、また、役員改選に当たりましては、殊のほか御苦勞をおかけいたしました。

おかげをもちまして、本日、閉会の運びに至りました。ここに厚く御礼を申し上げます。

以上をもちまして、本日の会議を閉じるとともに、5月定例会を閉会いたします。

（午後2時34分 閉会）



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

吹田市議会議長	橋本潤	
吹田市議会議員	江口礼四郎	
吹田市議会議員	井上真佐美	
吹田市議会議員	竹村博之	